

平成28年第4回八千代町議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月14日（水曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

|        |        |         |        |
|--------|--------|---------|--------|
| 議長（9番） | 大久保 武君 | 副議長（2番） | 国府田利明君 |
| 1番     | 増田 光利君 | 3番      | 大里 岳史君 |
| 4番     | 廣瀬 賢一君 | 5番      | 大久保弘子君 |
| 6番     | 上野 政男君 | 7番      | 中山 勝三君 |
| 8番     | 生井 和巳君 | 10番     | 水垣 正弘君 |
| 11番    | 小島 由久君 | 12番     | 宮本 直志君 |
| 13番    | 大久保敏夫君 | 14番     | 湯本 直君  |

本日の欠席議員

なし

---

説明のため出席をしたる者

|                 |        |                      |        |
|-----------------|--------|----------------------|--------|
| 町 長             | 大久保 司君 | 教 育 長                | 赤松 治君  |
| 会 計 管 理 者       | 秋葉三佐男君 | 秘 書 課 長              | 谷中 聰君  |
| 総 務 課 長         | 鈴木 一男君 | 企画財政課長               | 野村 勇君  |
| 税 務 課 長         | 相田 敏美君 | 町 民 課 長              | 塚原 勝美君 |
| 福祉保健課長          | 青木 喜栄君 | 生活環境課長               | 内山 博君  |
| 産業振興課長          | 渡辺 孝志君 | 都市建設課長               | 生井 俊一君 |
| 上下水道課長          | 柴森 米光君 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 高野 実君  |
| 教育次長兼<br>学校教育課長 | 鈴木 忠君  | 公 民 館 長 兼<br>生涯学習課長  | 青木 和男君 |
| 給食センター<br>所 長   | 青木 一樹君 | 総 務 課<br>参 事         | 生井 好雄君 |
| 企画財政課<br>参 事    | 中村 弘君  |                      |        |

---

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 補 佐 小林 由実  
主 幹 田神 宏道

---

議長（大久保 武君） 引き続きご参集をくださいます。まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

### 議 事 日 程 （第3号）

平成28年12月14日（水）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 議第 1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

日程第3 議員派遣の件

日程第4 閉会中の継続調査の件

閉 会

---

議長（大久保 武君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命じることがありますので、あらかじめご注意ください。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画などの撮影及び録音などにつきましては禁止されておりますので、ご注意ください。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

---

## 日程第1 一般質問

議長（大久保 武君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

きのうの会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、4番、廣瀬賢一議員の質問を許します。

4番、廣瀬賢一議員。

（4番 廣瀬賢一君登壇）

4番（廣瀬賢一君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

最初に、八千代診療所における住民要望に対するその後の対応はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

前日、増田議員さんからも同じような診療所に対してありましたけれども、関連するところあると思いますけれども、ご了承ください。

診療所受付時間の変更など、住民の声が聞こえており、お願いしていましたが、現在どのような状態になっているか、診療所の変更をどのように考えているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

次に、八千代第一中学校の外壁についてお伺いたします。一昨年、校舎改築され、学習環境も整備されたわけですが、校舎に付随する体育館の外壁が大分傷んでおります。部分的にも早急に整備をする必要があると思われそうですが、いつごろ整備を予定されているかお伺いしたいと思います。特に今までの校舎の2階から体育館へつながる道のところがそのままあらわれているものですから、醜いものですから、特にその点があればと思います。

そして、全体で雨漏りなんかもしているような話を聞いておりますけれども、部分的にそれだけでもできたらどうかと思っておりますので、この以上の2点をよろしくお伺いいたします。

以上であります。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 青木喜栄君登壇）

福祉保健課長（青木喜栄君） 議席4番、廣瀬賢一議員の通告によりまず一般質問にお答えいたします。

八千代診療所の一般住民の要望に対して、その後の対応はについてでございますけれ

ども、具体的には、以前ご質問をいただきました診察時間を午前中は8時半から11時までのところを12時まで延長、そして午後の診療時間は1時から3時のところを2時から5時くらいまでという内容かと理解してございます。

さて、現在の診療時間でございますが、ご承知のとおり受付時間につきましては、午前8時半から11時、午後1時から3時までとなっております。受付をしましてから診察になりますので、午前11時までに受付をしますと、午前中で診察が終わる場合と、日によりましては12時半ごろまで診察時間がかかる場合があるようでございます。その後、1時から診察受付が行われて午後の診察になるということになるかと思っております。

なお、診療日につきましては、月・火・金曜日は午前、午後とも実施、そして水曜日は午後のみ、さらに土曜日は第1、第3のみ午前中の診察という体制になってございます。

議員のご質問の受付時間の変更につきましては、今後も再度八千代診療所の診療状況を踏まえた上で、引き続き茨城西南医療センター病院へ検討をお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 議席4番、廣瀬賢一議員の通告による一般質問にお答えいたします。

八千代第一中学校につきましては、平成25年7月に新校舎建設に着工、翌年の平成26年11月に新校舎が完成し、その後、旧校舎の解体、平成27年度には外構工事を実施し、現在に至っております。

体育館につきましては、昭和43年に建設されたものでありまして、老朽化が進んでおります。外壁及び屋根などの劣化により、改修が必要な状況となっております。

また、平成26年度に行われました旧校舎の解体工事に伴いまして、旧校舎と体育館をつなぐ渡り廊下が撤去されたことから、議員がご指摘にありましたとおり、渡り廊下に通じるドアが体育館の壁面に露出している状態となっております。

改修工事につきましては、足場等の仮設の関係もありまして、効率的な施工を考慮した結果、屋根及び外壁の改修工事として一体的な実施を計画しております。大きな改修となりますので、工事費も当然かさむことが予想されておりまして、実施計画事業に計

上いたしまして、早期事業実施に向けまして取り組んでおります。ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席4番、廣瀬賢一議員の通告による一般質問にお答えします。

ただいま福祉保健課長が答弁したとおり、診療所の受付時間につきましては、今後の診療状況を踏まえて、要望してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

4番、廣瀬賢一議員。

（4番 廣瀬賢一君登壇）

4番（廣瀬賢一君） 再質問させていただきたいと思ひます。

先ほど診療時間に対して聞きましたけれども、よくあと一般に聞くのは、先ほど言ひました8時30分から11時となつていまして、そして午後は1時から3時という今聞きましたけれども、中にはちょっと1分ぐらいおくれでも帰される方がいると聞いておりますので、そこら辺のところもちょっと臨機応変にしてもらえばと思ひますけれども、どうでしょうか、そこら辺のところお願ひしたいと思ひます。

これから本当に、先ほど町長からも言われましたように、特に診療所に対して、なかなかこういう高齢者の方もおりますから、増田議員も前日言われましたように、遠くへ行けないと、自転車で通っていると、範囲が決まっておりますので、そこら辺のところもよく考えていただければと思ひます。特に時間を気にしておりますので、よろしくお願ひします。

そして、一中の外壁でありますけれども、ただいま聞いていて何か全体でやると5,000万円ぐらいかかる話を聞いておりますけれども、そういう中で、またたまたま今年度は、八千代第一中学校の駅伝大会ですか、県大会で優勝したような話を聞いておひまして、そしてまた町から助成金、そしてまた議員の皆さんから助成していただきまして、本当に、私は八千代一中の後援会長でありますので、ありがとうございます。そして、また関東大会はやったと思ひますけれども、結果に対してはまだ聞いておりません。全国大会もこれからあると思ひますので、頑張つていきたいと思ひますので、そういう点

でいろんな関係者が見に来ると思いますので、その点を要望として終わりにしたいと思います。

以上であります。

議長（大久保 武君） 以上で4番、廣瀬賢一議員の質問を終わります。

次に、5番、大久保弘子議員の質問を許します。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますと思います。

私は、大きく2項目に分けて質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、就学援助制度についてお伺いしたいと思います。私は、第1回定例会において、子どもの貧困問題について取り上げ、また6月の第2回定例会においては、その対策の一つとして、就学援助制度の拡充について取り上げてまいりました。今、子供の貧困は深刻です。とりわけひとり親家庭の貧困率は、2012年において54.6%、OECD加盟国では日本は最悪であることがわかっています。生まれ育った環境による親から子どもへの貧困の連鎖を断ち切ることが必要ではないでしょうか。家庭の経済的な事情により、子どもの教育に格差が生じないよう最優先課題として取り組むべきです。

子育て支援について、古河市では児童クラブや給食費の助成、大子町では小中学校の給食費無料化、高校生も希望者に対して給食費を無料にしています。住宅の家賃補助や教育ローン100万円の助成、常陸太田市では小中学校の給食費半額助成、マル福を高3までなど、28年度には各自治体で積極的な取り組み、子育て支援策が実施されております。

また、先日議員研修で伺った境町においては、子ども未来課を設置して県内で2番目に早く子どもの医療費無料化20歳までを実施しています。公共施設への太陽光発電の設置、小中学校へのエアコン設置なども積極的に行われております。当町でも28年度から多子世帯及びひとり親世帯への保育料の軽減、児童クラブ利用についての保護者負担の助成など、実施されることになりました。3月議会において、安心して子どもを産み育てられる町をつくることを目標に掲げて、経済的な支援策の充実を図っていくと町長から答弁をいただいております。

就学援助制度は、全ての子どもにひとしく安心して学ぶ機会を保障する一環として、大変重要な制度です。特に小中学校への入学準備に係る費用は、金額も大きく、援助費

は実際支出する入学前支給が道理ではないでしょうか。

そこで、6月議会において全保護者を対象に案内書の配布を検討すると執行部から答弁をいただいております。その後、どのような検討がされたのかお聞きをいたします。

入学準備金は、入学後の7月に支給されるなどの問題について、各地で来年度入学からの改善を表明する自治体が広がっています。国会では、5月24日の文部科学委員会で私ども日本共産党の田村智子参議院議員が就学援助の支給額引き上げとともに、入学準備金を2月から3月に支給するよう強く求め、文科省は、児童生徒が必要とする時期に支給されるよう市町村に働きかけることを約束しました。また、文科省は、2017年度予算の概算要求で、入学準備金をほぼ倍額に引き上げる方向、朝日新聞の10月8日付にも載りましたが、それで要求しております。

そこで、2つ目の質問ですが、国からの通達は来ているのか。

3つ目に、入学準備に係る費用は、小学校で約15万円、中学校で20万円前後と高額です。現在の支給人数と金額は幾らになっているかお聞きいたします。

さらに、群馬県太田市では、準備金を2月から3月に前倒しして支給しております。また、東京都八王子市でも前年度認定基準で判定し、3月1日支給を実施することになりました。また、東京都内では、10自治体が入学前を検討しております。当町では、現在、新年度の7月に支給されておりますが、利用認定を前年度の所得に基づかせることで入学前の支給が可能になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

次に、防災計画についてお伺いいたします。

福祉避難所の開設についてなのですが、近年の異常気象の中で、大規模な震災や水害が発生しています。水戸气象台によると、2015年の県内の地震発生回数が東日本大震災前の2倍以上になっているということです。先月23日にも福島県沖で震度5弱の地震があり、津波も発生しました。いつ何が起こるかわからない昨今です。

災害発生時、一番避難が困難なのは子どもや高齢者、障害者など要配慮者です。今年5月に当町では、総合防災訓練や講演会等が取り組みましたが、定期的、継続的に実施して、町民の皆さんの認識を高めていくことが重要かと思っております。今年11月13日付の読売新聞にも掲載されましたが、結城市では、災害時に高齢者や障害者ら要配慮者を受け入れる福祉避難所を通常の避難所と同じ施設内に開設する取り組みが始まりました。昨年9月の関東東北豪雨で迷惑をかけてしまうという思いから、身を寄せることに二の足を踏むケースが相次いだため、誰もためらわない避難所を目指すとして、一般避難所

に指定されている県立特別支援学校音楽室など校舎内のスペースを身近な福祉避難所として活用することを目指し、ほかの要配慮者も受け入れる方針です。今年10月27日にその実現に向けて開設訓練を初めて行い、併設ならほかの福祉避難所より素早く確実に開設できることが確認されました。

災害対策基本法では、福祉避難所は市町村が指定するとしており、多くの自治体では災害発生時に原則要配慮者をまず最寄りの一般避難所へ移動させる体制をとっています。

内閣府は、今年4月に改定した福祉避難所の確保運営ガイドラインで要配慮者がすぐに避難でき、介護や医療相談なども受けられる福祉避難スペース（部屋）を小学校区当たり1カ所程度指定することが望ましいとの目標を示しています。県内でも今年4月時点で指定は160カ所以上となっています。私はこの間、数回の一般質問で防災計画について取り上げてまいりましたが、今年6月の定例会では、防災計画の見直しについていくつかの提案をさせていただきました。その1つとして、要配慮者のための福祉避難所の設置についても提案させていただきましたが、その後どのような検討がされ、見直し案の中にきちんと位置づけられているのかお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。答弁によっては再質問、再々質問をさせていただきますと思います。

議長（大久保 武君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 議席5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

当町の就学援助の対象となる世帯につきましては、生活保護に準ずる程度に困窮していると町が認める準要保護世帯と障害のある児童生徒が特別支援学級に通学する家庭で、経済状況等に応じ国の基準で町が認めた世帯でございます。

支援制度の周知につきましては、準要保護世帯就学援助については、町の教育委員会ホームページに常時掲載しておりますが、毎年2月ごろに新年度に向けて町の広報紙お知らせ版に掲載しております。

また、新入学児童に対しては、毎年10月に実施いたします就学時健康診断と各小学校で1月から2月に実施する入学説明会時に保護者に対し説明しております。

今後につきましては、議員ご指摘の全児童生徒への保護者に対しての案内の配布というところでございますが、学校を通じまして就学援助制度の配布について行う予定でおり



ます。ご理解願います。

次に、援助の対象となるものでございますが、学用品費、学校給食費、通学用品費、遠足などの校外活動費、小学校6年生と中学校3年生に対する修学旅行費や中学校の体育実技用具費などのほかに、新入学児童生徒の入学用学用品費についても対象となっております。

費用助成時期につきましては、対象となる世帯の経済的状況を客観的に把握する必要があるため、町民税の課税状況や児童扶養手当の支給状況等を確認し、認定基準に基づく審査を行い、決定した後となっております。したがって、現状では、5月に審査認定、7月に第1回目の支給となっております。

今後につきましても、生活困窮世帯の児童生徒に対する支援に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

また、先ほどご質問のありました支給人数と金額については、資料がございません。申しわけありません、後ほどお答えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 議席5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、防災計画の中での要配慮者を受け入れる福祉避難所の開設についてのご質問ですが、福祉避難所につきましては、高齢者や障害者、乳幼児など一般的な避難所では支障を来す人たちのために何らかの特別な配慮がされた避難所です。一般的には、二次避難所として位置づけられ、小学校等の避難所での生活が困難な場合に開設する避難所となります。

当町におきましても、八千代町地域防災計画においては、保健センターを福祉避難所として指定しているところでございますが、保健センターはバリアフリーでもあり、耐震性も備え、何より町の防災備蓄倉庫が隣接していることや職員の配置についても迅速に対応できるなど、立地条件がよいことから選定した経緯がございます。

収容人数につきましては、他の指定避難所が1人当たり3.3平米で積算しているのに対しまして、福祉避難所では1人当たり7平米と1人当たりの屋内面積をより広く積算し、50人の収容を想定しており、避難者の方に良好な支援が提供できるような配慮をしてお

ります。しかし、災害の大小によりましては、1カ所だけの福祉避難所では十分な体制ではないことも認識しているところでございます。

また、配慮を要する避難者の方の様態やニーズは実にさまざまであり、今後は民間の老人福祉施設や障害者支援施設等とも福祉協定を締結し、民間施設そのものの活用はもちろんのこと、施設職員の専門的なノウハウを得られるような人的支援の提供も視野に、関係課でもある福祉保健課とともに連携した中で、地域防災計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

また、大きな課題の一つとして、資機材の備蓄があります。一般的に避難所には、食料や飲料水、また毛布や簡易トイレ等の防災備品を備蓄しておりますが、福祉避難所にはさらに介護用品、衛生用品、要配慮者に配慮した食料、洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、車椅子、歩行補助用つえ、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具なども必要不可欠となります。そうした観点から複数の企業との災害時協定や備蓄品の整備充実なども計画的に進めていく必要があります。

最近の国内の災害を振り返りますと、5年前の東日本大震災以降だけでも、一昨年の広島での集中豪雨や昨年9月の関東東北豪雨、今年4月の熊本地震など、近年の災害は大規模化、長期化する傾向にあり、災害の発生たびに新たな課題が発生しているような状況でございます。こうした中で防災計画を見直すタイミングにつきましても、大変難しい状況にありますが、これらの被災した各自治体の対応や検証結果を盛り込み、よりよい防災計画の改定を行ってまいりたいと考えております。

また、同時に、議員さんからもお話ありました災害に対する意識の向上や啓発の観点から、住民参加による防災訓練につきましても、計画的に実施し、減災に結びつくよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 青木喜栄君登壇）

福祉保健課長（青木喜栄君） 議席5番、大久保弘子議員の通告によります一般質問にお答えいたします。

要配慮者を受け入れる福祉避難所の開設についてでございますが、先ほど総務課長が答弁いたしましたとおり、福祉避難所につきましては、災害時に各地区の避難所に避難

した方の中で高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等で特別な支援、配慮が必要とされる方を対象に、一般の避難所とは別に二次的に避難をする避難所になります。現在、当町では、総務課とも連携の上、保健センターを福祉避難所に指定しまして、八千代町地域防災計画に明記してございます。しかし、大規模な災害が起きた場合には、保健センター1カ所のみでの対応は困難であると思われまますので、町内の民間の福祉施設におきましても、福祉避難所として活用ができますよう今後老人福祉施設や障害者の福祉施設の設置者に対しましても、理解と協力を求めてまいりたいと考えてございます。ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

就学援助制度については、学校教育課長が申し上げたとおり、これまでもさまざまな制度の周知に努めてきたところですが、周知漏れを防ぐという観点からも、今後は全児童、全生徒の保護者に対しまして、制度のチラシの配布を実施していく予定であります。

また、入学準備費用の助成時期につきましては、やはり町民税の課税状況、児童扶養手当等の支給状況等を確認し、認定基準、これに基づく審査を行った後の決定となりますので、この点についてはご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

町の防災計画における要配慮者を受け入れる福祉避難所の開設についてでございますが、先ほど総務課長及び福祉保健課長が答弁したとおりであります。当町におきましても万全の態勢で住民が安心安全に暮らせるまちづくりを目指し、いざというときに備えてまいりたいと考えておりますが、特に支援を必要とする要配慮者のための福祉避難所におきましては、その重要性を認識し、福祉施設の協定締結による受け入れ態勢の拡大や充実を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位にもご理解、ご協力をよろ

しくお願いいたします。

議長（大久保 武君） 再質問はありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、再質問をさせていただきますと思います。

先ほど担当課及び教育長より就学援助制度についての案内書について、全保護者に対して配布を行うという前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

さらに、先ほどは、支給の時期についてご答弁いただきましたけれども、現在、八千代では、7月に支給がされています。しかし、一番必要な時期は2月、3月の入学前だと思います。私も実際にそういう経験をしてまいりましたので、本当に困っているとき、そして経済的にぎりぎりの生活をしておられる方、そういう方にとっては、その7月の支給ということではやりくりがつかない、そういう状況にある方も多いと思います。

そこで、ほかの自治体でもそういう入学前の支給を行うところがふえてきているわけだし、国においても市町村に通達をする、働きかけるということを約束しているわけです。先ほど国からの通達は来ているのかという質問をしましたが、その答弁はいただいておりません。

さらに、現在の支給人数と金額、それについてもご答弁をいただきませんでした。前回、就学援助制度について取り上げたときに約200人弱の人数がいらっしやって、支給額は八千代町はほかの自治体に比べて少し低いのですけれども、約7万円ということになります。計算すればわかりますが、支給額は全体で1,400万円ほどになると思います。ほかの自治体では実施されているわけですから、しっかりと他の自治体の状況なども把握して、ほかの県内で行われていなくても、境町のようにきちっとやる気があればできることではないでしょうか。

こういう弱い者に対する援助、そういうことこそ自治体の仕事ではないかと思えます。全県に先駆けて行くべきではないでしょうか。これは、年に1度だけの支給、町では1学期の終わり、2学期の終わり、3学期と終わりと分割して支給しているようなことも前回答弁をいただきましたが、やはりこれは、前年度というよりも前々年度ということになると思いますが、認定基準はその年度においてほかの自治体もそうしているところが多いですが、判定することもできるのではないかと思えます。そして、その一度だけ

補正予算化をすれば、繰り上げ支給することによって、また1年に1度の支給なのですから、循環することができると思います。一度だけです。補正予算化すれば循環することができるのではないのでしょうか。当町としては思い切ってその利用認定基準を繰り上げることによって、支給がされると思います。

では、再質問については、そこで答弁をいただきたいと思います。

防災計画については、今後の問題でもありますが、防災計画、検討が始まって1年近くなるわけですが、その検討がどのようにされてきて、現在はどのような計画が立案がされていて、今後、実施に向けてはどのようなふうに計画されているのかというところを1つ質問させていただきます。

それと、要配慮者のための福祉避難所の設置については、今保健センター1カ所のみとおっしゃっておりました。特別支援学級というのが中結城小学校にもあります。子どもたちが避難するときに、そういう配慮をしなければならない弱い立場の人、そういう立場の人に対して、その場所に福祉避難所スペースを置くことによって、福祉スペースのあるほかの避難所に移動しなくて済む。そして、設備、備品など先ほどはふやしていくという答弁もいただきましたが、そこにおいて介護、医療の相談をできるように体制をとるといって計画をしっかりと位置づけていただきたいなと思っておりますし、さらには国のほうでのガイドラインとしては、小学校区当たり1カ所ということでもありますから、そのガイドラインに沿った形で町でもしっかりとそういうスペースのある福祉避難所の設置をしていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。答弁によっては再々質問をさせていただきたいと思っております。

議長（大久保 武君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 5番、大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の新入学学用品費の前倒し支給ということに関しましては、県内で支給している市町村はない状況でございます。審査につきましては、直近の所得を把握する関係から、当町のような形での認定、それから支給というのが現在行われているところがございます。ただ、議員がおっしゃったとおり、他県では先進的に支給する自治体も出てきているということを知っております。こうした支給を行った場合につきましては、

6月の所得判定の際に、前々年度の所得を基準に仮判定をした場合には、6月の所得の判定の際に変更が生じる可能性、また2月、3月に支給した場合、その後、入学前に転居等の可能性もございます。そうした場合、支給した助成を返金してもらわなければならないというような状況も考えられます。今後につきましては、先進地の事例を参考にしまして、前倒し支給に関してさらに研究をしてみたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、国の通達につきましては、確認をさせていただいて報告させていただきます。ご了承願います。

以上で答弁を終わります。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 議席5番、大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

防災計画の進め方をどういった形でということですが、現在の状況でございますが、昨年の豪雨災害等につきましても、常総市のほうでは大学の教授等を取り入れた中で、検証の委員会ということで、1冊の検証した結果、住民の災害対応に対するものから避難所の開設と、そういった中でいろいろな問題点を整理したようなものを1冊としてまとめられたものを持っております。そうした資料等現在収集している段階でございます。その後でも何回かいろんな大災害が発生しておりますので、そういった検証結果、またそういうものを資料として今収集をしている段階でございます。できれば、29年度におきましては役場の組織の改正も行われる中で、防災のほうの担当もできるということでございます。その中で具体的な計画づくりを進めてまいりたいと思います。

それから、子どもたちの集まる施設、そういったところを福祉避難所ということで開設というようなご意見もございましたが、国の福祉避難所設置運営に関するガイドライン等を基本に考えてみますと、この中でも災害が起きたときは、全ての方にはまず一般の避難所に避難していただくことが基本であると、その後、そこで例えばですが、保健師などにより福祉避難所に移ることが適当と判断した障害者などにつきましては、福祉避難所へ移動していただくような手続をとると、またそうした福祉避難所につきましては、設備につきましても従前から整備されているというような状況でもございますので、そういったことも勘案しながら防災計画の中に取り込んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 再々質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） 議長より許可をいただきましたので、再々質問をさせていただきますと思います。

ただいま学校教育課長より答弁をいただきまして、他県の自治体の状況をよく見てということでもありますし、県内ではまだどの自治体も行っていないという答弁がありました。費用については、やはり担当課、あるいは町でその基準を変更した際のいろいろな事柄が先ほど答弁の中にもありましたが、返金やらそのほかの手續についてのいろいろ細かいところはあります。しかし、それは臨機応変に当町の裁量の中でできるのではないかと思います。それで、今回、先ほどの概算によりますと、200人弱、そして7万円、それに対して約1,400万円が毎年支給をされているわけですけれども、その繰り上げ支給ということで補正予算化をしたらどうかという質問をしました。

先月の町有地取得では、あっという間に1億円を財政調整基金から取り崩して3億6,100万円の町有地取得予算化を行いました。一度の1,400万円程度の補正予算化によって、一時的な繰り上げができるのではないですか。そのような財政調整基金、27年度末の決算では、9億円以上あるわけです。その中から先月は町有地取得のために1億円切り崩して3億6,100万円の町有地を取得したわけです。たった2回の臨時議会で決めたわけですけれども、そういうことを考えれば、今後ずっと一度1,400万円繰り上げて支給することによって、毎年毎年そういうような1,400万円ずつふやしていくわけではないですし、その金額を一時的に繰り上げるだけのことで実現ができるわけで、その200人近い保護者の方というか、受給者です。受けている方が助かるわけです。ですから、思い切って町の施策としてほかの自治体に先駆けて行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（大久保 武君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 5番、大久保弘子議員の再々質問にお答えいたします。

入学準備用品費の前倒し支給を補正予算でというご質問でございます。先ほど申し上

げましたとおり、県内ではまだ実施している自治体はございません。先進の他県の自治体等支給している団体もございますので、そういう団体の支給について、今後研究した結果で検討させていただきたいということでございます。来年度、平成29年度に前倒しでということは、ここでは、現時点では考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

（「技術的に可能ならやったほうがいいぞ。残土1,500万だって3日間でどうにもできるのだから。錢あるのだから大丈夫だよ。

技術的にそれが可能なら」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 自席での発言控えてください。

以上で5番、大久保弘子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時00分）

---

議長（大久保 武君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時12分）

---

議長（大久保 武君） 次に、7番、中山勝三議員の質問を許します。

7番、中山勝三議員。

（7番 中山勝三君登壇）

7番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

初めに、八千代町の行政組織設置条例についてお尋ねをいたします。

今議会、初日の本会議におきまして、八千代町行政組織設置条例の制定が可決成立いたしました。行政組織の再編で明年の4月1日施行により部長制を実施するという内容のものであります。その目的は、町政の発展と町民の福祉の向上に寄与するということですが、今までの組織機構は、平成17年に八千代町行財政改革の中で設置されてきたものであります。今回の再編では、町長と課長の間に部長制を設けるということになってまいります。初日の全協までの中身について、全議員にほとんど説明はありませんでした。現在、この町においては、副町長は不在であります。この条例の成立により、部長の担当範囲は少ないのは1課と、そして多くて4課の事務事業を統括する



ことになるようです。

さて、この議案の提出の仕方においては、多くの議員の反発を招いたわけであり、本年9月定例議会に、先ほどもちょっと述べましたように、ほとんど事前に説明がなく、議運で説明はあったわけでありましょうけれども、議案に上げられて、そして実施する日を29年の1月1日とすると、こういう最短期間で実施に移すという、いわば乱暴な方法であり、とり方によっては何かもくろみがあるのかと、こう思えるほど性急な日程で上げられてきたと、こういうことで、ほとんどの議員の理解を得られなかったということでもあります。

そして、これを受けて議会としては、調査特別委員会を設置して、先進地の視察、近隣であります境町ですけれども、町の規模が八千代町に近い、あるいは昭和40年代からこの部長制を敷いているというようなこともありまして、そちらを調査研究をさせていただいて、さまざまな意見を集約して、そして調査特別委員長よりその報告、また修正案ということで、平成29年4月1日より施行するというふうになり、そして可決成立に至ったということでもあります。

行政組織の再編とはいえ、町民の負託を受ける執行機関であり、町民に理解と周知を行う上からも、今回の調査特別委員会の設置、そして果たした役割は十分な成果があったというふうに感じております。

このたびの行政組織設置条例の審議過程、そして緊急を要しなければならない案件でない限りは、議会側に理解と合意が得られる説明、協議を進める方法をするべきと考えます。この点につきまして執行部の認識をお伺いをいたします。

今回の行政組織設置条例によって、議会における質問への答弁体制というものも変わってくるようですが、当初の説明では、町長のほかに部長が答弁するというものでありました。議会側の調査特別委員会における調査研究の上から、そしてより充実した審議にする上から、この進行、そして内容によっては、課長も答弁できるような本会議のあり方、そして議場内の執行部の配席というものを整えるということにつきましての見解を併せてお伺いをいたします。

次に、2番目になりますが、職員派遣を県に要望して招聘することについてお尋ねをいたします。

平成29年4月1日からこの施行される行政新組織体制は、21課とそれから秘書公室長、総務部長、企画財政部長、保健福祉部長、産業建設部長の5部長、そして教育委員会を

入れると6部長級となるようであります。先ほど述べたように、現在副町長は不在となっているということで、これは入っておりません。

1項目において述べたように、部長は担当する事務事業がこの1課から4課という大変大きな責任となります。当然、その能力、そして実現力というものが要求をされます。より幅広い見識と横溢した気力等を備える人材が求められるわけであります。今の課長や職員の中からその任につく人もいるでしょう。

そういう中で、多くの市町村が町政のさらなる発展と向上のため県に要望して人材を招聘して、そして町の活性化や行政能力の向上、福祉の充実と財政力の強化に役立てております。

私の調査した資料を参考に執行部に提出してありますけれども、本年の10月6日現在で、県内の44市町村ある中で、28の市町村に元の県職員を含めて60人が派遣をされております。そういう中で、県西方面で見ますと、常総市、つくば市、筑西市、桜川市、結城市、古河市、境町、五霞町が招聘をしております。招聘していない県西内というのは、坂東市と下妻市と八千代町の3つの自治体ということであります。県は、多くの人材を派遣をしており、市町村にとりましても県との連携がパイプを太くして、そして密になる、行財政力の向上等にも役立つわけがございます。

そういうことで当町においても組織の再編を行う絶好のときであります。県との連携を深め密にするために、県に人材の派遣を要望して、そして招聘していく。招聘という言葉は、非常に重いといいますか、礼を尽くすというか、そういうこの招聘という言葉になるわけですが、そういうことで有効な手段であると、町の行政力向上のために役立つのではないかと、このように考えるわけがございます。執行部の見解をお尋ねをいたします。

以上の質問に執行部の具体的な答弁を求めまして、1回目の質問といたします。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 議席7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えします。

本会議における答弁と執行部側の配席というご質問でございますが、現時点におきましては検討中の状況であります。したがって、今後、中山議員さんのご意見や近隣自治体の体制などを参考にしながら、本会議における答弁方法や関係部課長の適切な配

置によるよりの確な答弁ができるような体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

例えば答弁につきましては、先ほど議員さんも申し上げられていましたように、一般質問等の内容に対しまして、それぞれの担当、また役職から数値的な資料の説明や考え方、また方針的なものについて整理し、部長、担当課長からそれぞれ回答が行えるよう配慮し、検討してまいりたいと思います。

また、出席者につきましても、議案審議や一般質問等の内容により出席者や待機などを検討してまいりたいと思います。

回答につきましては以上でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 野村 勇君登壇）

企画財政課長（野村 勇君） 議席7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えいたします。

1、八千代町行政組織設置条例について、ご質問であります議案提出に対し議会側に十分な説明をして、納得や理解が得られるよう努めることについてでございますが、このたびの八千代町行政組織設置条例につきましては、町長の命を受け、企画財政課が事務局となり、平成23年8月に庁内に組織改革プロジェクトチームを立ち上げ検討してきたところであります。

議会での一般質問の答弁や行政諸般事項の中で説明をもちまして、9月の第3回定例会に条例議案の提出を行いまして、ご審議いただくつもりでありましたが、説明不足や関係資料の事前提出等のあり方に配慮を欠き、結果的に調査特別委員会設置をもってご審議をいただくほか、境町への研修視察実施、そして慎重な議論を交わしていただくことなど、さきの全員協議会の中で担当者としてこの点についておわび申し上げさせていただきましたとおりでございます。

中山議員ご指摘のように、反発を招いたという点につきまして、議会という場、議会の本質である議論を重ね、住民にとって一番有益なことをさまざまな角度からチェックをし、結論を導き出す合議体であるこのような議会の場にきちんとした情報を的確な時期に提示することで、議員が納得や理解のできる説明を行うという努力目標、いわば担当者と職務の責任を果たせなかったという反省を踏まえ、いま一度議会とのかかわりに

ついて考え直したいと、このように思っております。

また、組織全体の体質改善も含め、改める、あるいは努力するよう他の団体等を参考にしながら、方向性を検討してまいりたいと考えております。

私自身、特別委員会の中で申し上げさせていただいたとおり、十分反省するとともに、改めまして今後の対策としまして、議案ご審議をいただく際のできる限りの説明責任という配慮を怠らぬよう努力してまいる所存でございます。

今後も議案提出案の作成という事務を担当させていただくことに際しまして、地方自治法、地方公務員法等の原理原則を踏まえるとともに、議会の役割と立場をいま一度再考させていただきまして、円滑なご審議をいただけるよう努力してまいる所存でございます。ふだん町長、そして議長が両者の関係は車の車輪のごとくと言われております。この言葉を重く受けとめまして考えていきたいと思っております。

今後も議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えします。

最初に、議員各位に対しましては、今回の部長制を柱とする組織改革にご賛同いただき、感謝申し上げます。特別委員会の開催、研修視察等の中で議論をいただき、修正等のお骨折りをいただきまして、大変ご苦労さまでございました。

さて、中山議員のご指摘がありました議案の提出の際の説明責任でございますが、ただいま総務課長、あるいは企画財政課長が申したとおり、今後、努力の方向といたしまして、できる限りお約束を申し上げたいと考えております。

私も議員同様、八千代町をよりよい町にしたいという強い意志のもと、公約を掲げ、選挙という厳しい門をくぐり抜けてきた立場であり、町民の皆様からもまちづくりのかじ取りを任されているものであります。また、議員におかれましても、それを監視するというそれぞれの役割分担と責任もでございます。車の両輪のごとくということでございます。

その中で住みよいまちづくりを目指し、今後もさまざまな議案を提出させていただくに当たり、十分な情報を提供し、ご理解、ご協力をいただく姿勢につきましては、できる限りこれを守りたいと考えております。また、担当職員につきましても同様の考えで、

一層努力するよう指示をしております。

今後八千代町を取り巻く社会環境は、ますます厳しくなると予想され、多くの議案をご審議いただくこととなりますが、情報の共有化を図り、それぞれの立場から議論をしながら、お互いに良好な信頼関係を保ち、共通の努力目標である住民の皆様の要望に答えるという使命を達成したいと考えております。

今後町政運営に対し、なお一層のご理解、ご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

次に、職員派遣を県に要望し、招聘することについてということですが、茨城県におきましては、平成17年10月に市町村との人事交流方針を制定させていただいております。その方針における人事交流の方針として、県職員の副市町村長等や部課長ポスト等への派遣、県職員の市町村職員との対等相互交流、また市町村職員の資質向上を図るため、県の機関における実務研修生の受け入れなどがございます。

さらに、最近では、災害への対応という観点から、警察官や自衛官のOBを受け入れる自治体もふえているような状況でございます。

県職員の副町長や部課長ポストの招聘や実務研修生を派遣することにより、県との密接な関係が構築され、事業の推進や連携、さらには職員の育成など、町としてメリットも大きいものがあると思います。

今後町の重要事業や施策の実施などを勘案した中で、県職員の派遣要望についても積極的に検討してまいる所存でございます。議員各位においてもご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

ただいま県職員におかれましては、県へ2名、また招聘はありません。広域に2名ということでございます。また、今回、開発公社等の事業提携のために開発公社へ来年度から1名派遣する予定にはなっております。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

7番、中山勝三議員。

（7番 中山勝三君登壇）

7番（中山勝三君） 先ほどちょっとお話あったように、答弁前後がちよつとつ違つたものですから、私もちよつと迷つてはいけないなと思つているところなのですが、まず1点目のことにつきまして、今後とも十分な説明をして努力していきたいという答弁

をいただきました。しかしながら、職員の皆さんは、町長の命で動くわけでございますので、町長と一体となりまして、しっかりとこの十分な説明をできるようなひとつ取り組みをお願いしたいというふうに思います。

今回のこの設置条例、先ほど申しましたように、行政力の向上、そして福祉の向上にも役立てるのだというそういう内容の話があったわけでありまして。やはり前にもいろいろ議論があったときに、県内44市町村中7つの町だけが部長制が敷かれていないという説明がありました。そういうことを鑑みて、やはり県のほうでいろんな会議等があった場合に、やはり部長という立場でないというのは、若干立場が不利になるというようなことが考えられるというような話もあったわけでありまして。

また、この役職が1階級上がるというかふえるというか、そして課長もふえるということで、より充実したその行政能力というものが向上する分には、大変結構なことではないかと思うわけですが、しかしながら一部には、その給料がふえるわけですので、これ本当にしっかり取り組んでいただかないと、町民の大事な税といたしますか、そういうものから成り立っている行政でありますので、これはしっかり本当に取り組んでもらわないと困るというふうにも考えるわけでございます。

すぐにこの行政というものが結果が出るわけではないということは、私たちも承知をするわけですが、しかしながら議会として、そして成立をさせたわけですので、職員の皆様におきましては、存分な働きをしていただいて、さすがは八千代町の職員だと、こう言われるようになっていただきたいというふうに要望いたします。

調査特別委員会のときにも境町の町長言っていました。前は、「境町の職員です」とこう言ったら大した反応もなかったと、しかし今は、「私は境町の職員です」とこう言うと、「ああ、それは大変ですね。頑張ってください」とこういうふうに言われるようになったというのです。ひとつそういうことで、これ全員参加された、全議員の皆さん聞いていますので、ひとつそういうことで頑張ってくださいと思います。

それから、1項目の2番目におきましてのその議会の一般質問における答弁体制につきまして、今報告をいただきましたので、ひとつよく検討していただいて、この調査してきたときに、一つのこれは例としてこの境町を申し上げるわけですが、政策方針や最終的な判断を要するものは町長、データや経過などは部長、そしてさらに細かな事案などは課長が答弁をしていると、こういうふうな体制を組んでいるそうでありまして。妥当ではないかと思えます。ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

それと、県からの職員を招聘することにつきまして、町長より答弁をいただきました。その中で積極的に今後検討していくというような答弁でございました。現在、県へ町のほうから職員を派遣しているのが2名、広域に2名、そして開発公社へ来年度から1名を派遣するという答弁でございました。

県へ職員を派遣するというのはどこでもやっていることであります。これは、いろんな事業のために出しておりますので、それは大変結構なことだと思います。しかしながら、県からの人材を招聘するというのでは、これは当然意味が違うわけでありまして、多くの自治体がやはり県から招聘している。これは、ある意味では町の情報がやはり県にも筒抜けになるという反面もあるわけですから、よほど慎重にというお考えもあるかもしれませんが、それをこの県から人材を派遣されている状況というものを資料に基づいてもう少しちょっと検証してみたいと思います。

この派遣、招聘している市町村で主な役職に4人を受け入れているという自治体が3つあります。それは、笠間市、高萩市、北茨城市であります。また、3人招聘しているというのが隣の古河市、境町、そして神栖市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、東海村、この7つがあります。また、2人を招聘しているというのが日立市、常総市、常陸太田市、つくば市、潮来市、それから常陸大宮市、筑西市、かすみがうら市、大子町と9つの市町が2人県から招聘をしていると。その中におきまして、では役職はどういうところについているかといいますと、副市長には元の県職員を5人含んでおりまして、16人が副市長に招聘していると、16の市であります。

これ述べたほうがいいですかね。せっかくですから、ちょっと時間がまだあります。ちょっと述べさせていただきます。日立市、古河市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、潮来市、常陸大宮市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市が副市長を招聘をしております。

また、副町長には、茨城町、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町の6つの町が副町長として招聘していると。首長のまさに片腕です。本当の側近として働くポストに招聘をしているという状況であるということです。

ここからも見えてくるように、県職員を招聘するということは、大変効果が大きいということでもあります。しかしながら、この人事というものは、町長の専権事項であります。であるからこそ、この責任も当然重大であります。町が発展する、停滞する、これは町長のまさにある意味では人事によつての影響となるわけであります。

この招聘することにつきまして、再度の町長のご認識をお聞かせいただきたいと思  
います。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 中山議員の再質問に答弁したいと思います。

今後の県の職員の招聘ということですが、人事交流、また八千代町におかれ  
ましても、これからの検討課題ということですが、いろいろ私も、今まで18年  
やっておりますが、県から招聘したことはございませんので、助役、副町長というこ  
とで、庁内の昇格で抜擢で対応した人事であります。これから国あるいは県からのいろ  
んなノウハウの受け入れということを検討していきたいと考えております。

そのほか、いろいろ部長制度におかれまして、大変部長職と職員のベース、賃上げも、  
部長は上がりますが、私は参事を削減し、今まで課長になれなかった者が多かったの  
でございまして、参事という形で金額にして2万5,000円ぐらい手当出して対応したわけ  
でございまして、課も3つふえますので、今後におかれましては参事をできるだけ少なく  
して、これからの賃上げ等におかれましても対応していきたいと考えております。

また、今、非常に地方公務員もこの間の人勧の勧告等もございまして、底辺が低いと  
いうことですが、今後の賃上げ等におかれましても、初任給をはじめ底辺に向  
けて対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしまして、答弁とさ  
せていただきます。

議長（大久保 武君） 再々質問ありますか。

7番、中山勝三議員。

（7番 中山勝三君登壇）

7番（中山勝三君） ただいま県から職員を招聘することにつきまして、町長より答弁  
をいただきました。できるだけ検討していくというような答弁でありました。現時点で  
の町長の答えとしては、それ以上は無理かなとも思うわけではございます。しかしなが  
ら、先ほど申し上げたように、取り組みはもう本当に、八千代町も後手に回っている  
ところが十分考えられるわけでありまして。さらに、県との連携を深める上からとい  
うことで招聘していくというのは、私は本当に優先してやるべきことではないかなと、  
八千代町は副町長がいないわけです。副町長いないのです。そういうことにおきま  
して、もっと前向きな取り組みというものを私は望むところでございます。あくまでも人事で、



町長の思いでございますけれども、再度、そのように私は申し上げて、もう一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 副町長につきましては、28年度だけが欠員ということでございまして、今後におかれましても副町長を含めた職員を招聘していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（大久保 武君） 以上で7番、中山勝三議員の質問を終わります。

次に、11番、小島由久議員の質問を許します。

11番、小島由久議員。

（11番 小島由久君登壇）

11番（小島由久君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある項目について一般質問をいたします。

一般質問に入る前に、専決処分について申し上げます。専決処分については、急を要する場合、法律第1条第5項の規定により、平成18年の法改正では、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときには、専決処分はできると、また招集する時間的余裕があったと思われるのに、町長が主観的に時間の余裕がないとして専決処分をしたというようなことがあれば、議会としては毅然たる態度で不承認として町長に反省を与え、今後を戒めるべきであると載っております。

今回の専決処分は、前もって撤去していただきたいと、共済組合からは駐車場として貸していただきたいと言われていたということは、前もってわかっていたにもかかわらず、急遽専決処分をしたことは、町長が主観的に専決処分したと言われても仕方がない状況であると思います。

これからは、執行部としても町長の提案等に対して、議会にかかわる問題が発生したときには、課長として自分の意思を述べ、出し合って、執行部全体で慎重に協議をし、検討すべきである。平成29年4月1日より部長制度が発足しますが、今までは課長がまとめてきたことを部長として課長の意見を聞き、まとめる役であり、責任は重大であることを認識し、肝に銘じて努めていただきたい。町長に申し伝えておく。4月1日からは部長制となりますが、町長の提案に対し自分の意見を通すことはよいとしても、これからは町長とともに行政運営を進めていく役職であり、部長の意見を聞き、修正すると

ころは修正し、よい行政運営に努めていただくようお願いを申し上げまして、一般質問に入ります。

1点目として、町の公共事業で出た残土搬出について質問いたします。

1つ目として、八千代町菅谷字根ノ屋の共済組合西側の町の土地に公共事業で出た残土が山積みとなっており、風が吹くと土が段ボール会社のほうに飛んできて困っているので撤去していただきたいと、前から言われていた。また、共済組合より駐車場として貸していただきたいと言われていましたので、鏡ヶ池ゴルフ場跡地を無償で貸してくれるということで、残土を搬出する予算1,599万5,000円を専決処分したと初めて10月20日の全員協議会で説明、臨時会の質問に対しても同じような答弁である。

専決処分に対しては、町長はじめ執行部の皆さんもよくご存じのように、突然災害等が発生したときに、議会を開く時間がなかったというときに、専決処分をするものである。町長は、議会と執行部は両輪のごとくとよく申されますが、前もってわかっているということは、余裕があったにもかかわらず、急遽専決処分したことは、余りにも議会の軽視主義である。執行部をはじめ町長としても突然の災害等や、急遽議会にかかわる問題、予算等が発生したときには、議長、副議長と連絡をとり、相談をして対応すべきである。町長、執行部に対して議会をもっと尊重すべきであると強く申し伝えておく。

1つとして、町長にお尋ねします。長年にわたって放置しておいた残土を余裕があったにもかかわらず、なぜ急遽専決処分をしなくてはならなかったのか、その理由について町長の答弁を求めます。

2点目として、残土搬出跡地の整備について担当課長に質問いたします。残土を搬出した跡地をきれいに整地されていましたが、大きな水たまりができています。残土の搬出し過ぎではないのか。整地する場合は、一定の高さを決めて、それに基づいて整地するものであると思います。今は平らに整地をすることのできるレベルがあるのに、大きな水たまりができていることは余りにもずさん過ぎる整備である。将来、工業用地等に利用するためにも、平らに整地すべきであると思いますが、課長にお尋ねいたします。

雨が降った後、担当職員と請け負った業者と現場を確認して、残土を戻して平らにするか、整備のやり直しをさせるべきであると思うが、課長の答弁を求めます。

3点目として、共済組合に貸す駐車場について町長にお尋ねいたします。

1つとして、菅谷字根ノ屋、町の土地の残土を搬出した跡地を共済組合に駐車場として貸すということですが、撤去した跡地の面積はどのくらいあるのかお伺いいた

します。

2つとして、大きな場所であり、全部が駐車場として貸すということはないと思いますが、どのくらいの面積を貸したのか、また何年間の契約を結んだのか。長きにわたって貸す場合、無償ということはないと思いますが、平米当たり幾らで1年間の土地代金は幾らで契約を結んだのか、町長の答弁を求めます。

4点目として、専決処分した1,599万5,000円について町長にお尋ねいたします。鏡ヶ池ゴルフ場跡地を購入することが決まっているということであり、土地を購入することができれば、県が企業誘致として整備するということであり、あと半年ぐらい待ってもらえれば、県の整備費で残土を撤去することができたのではないのか。余りにも目の先のことにこだわり過ぎである。先をよく見据え、考え相談をして行動に移すべきである。町長にお尋ねいたします。専決処分した1,599万5,000円の金額は、県の企業誘致整備として県に請求することができるのか。また、町独自の残土搬出により町の負担となるのか、町長の答弁を求めます。

5点目として、企業誘致の整備費の確認について質問いたします。鏡ヶ池ゴルフ場跡地の山林の面積は8万7,964平米であり、土地購入金額が3億6,100万円であります。町土地開発公社基金の残高が2億9,659万8,760円であり、不足が生じたので町の一般会計より1億円を繰り出し、町土地開発公社基金3億9,659万8,760円とし、3億6,100万円を地権者に土地代金として支払うものであります。

木の伐採、片づけ、盛り土、整地、排水等工事は別途であり、このような整備に係る予算が1億円、2億円以上かかると言われていますが、整備費について橋本知事、県の土地開発と町とが話し合いの中で県が整備するという約束ができたから、土地購入の決断をしたものと思います。

また、10月20日の全員協議会、臨時議会の質疑では、県と話し合いができていと説明、答弁である。町長にお尋ねいたします。県が整備するという約束は口頭だけなのか。県が整備するという約束をした証拠となる書類等はもらってあるのか、町長の答弁を求めます。

6点目として、企業誘致の整備はいつごろから始められるのか、お尋ねいたします。

11月2日の第2回目の臨時議会において、土地購入予算1億円が可決されました。議会で承認されましたので、地権者に一日も早く土地代金を支払っていただき、早急に整備に取りかかるようお願いいたします。

1つとして、町長にお尋ねいたします。企業誘致の整備を始めるのには、木の伐採、片づけ、盛り土、整地、排水等の工事にかかわる予算等の見積もりを踏まえていつごろから整備に取りかかる予定なのか、町長の答弁を求めます。

1つとして、予算についてお尋ねいたします。企業誘致の整備を始めるときに、予算の何%が県から整備費としてもらえるのか、町が立てかえて、後で県が全額支払うということなのか。支払いの内容について県と町がどのような契約を結んだのか、町長の明確な答弁を求めます。

最後に、町長にお尋ねいたします。企業誘致の整備、企業進出は現職のうちに達成、実現することができるのか。企業誘致の土地も決まり、整備は県の予算で行うことが決まっており、これと同時に、企業進出についても進めてきていることと思います。町長の答弁では、県と話し合いを進めて、町長みずから営業していると答弁をしています。企業誘致の整備が完成する前に、企業進出が決まっていなければならないと思います。なぜなら5年間にわたって企業誘致、企業進出については、八千代町のPR、町長みずから進めてきた事業であって、当町にとっても行財政運営に大きくかかわる問題である。

町長の一般質問の答弁は、議会、町民との公約、約束でもある。担当課長等の答弁もしかるである。答弁をした以上は、責任を持って実行、実現することが町長、執行部の責務であると思えます。企業進出、企業誘致にはもちろんできることではあります。が、企業進出については、町長、執行部が一体となって進めてきた事業である。町長現職のうちに達成することができなければ、町長公約違反であり、責任問題である。また、執行部の答弁は重大であることを認識、責任を持って対応すべきであると思っております。

町長の任期は、あと約2年と1カ月であります。町長にお尋ねいたします。2年間のうちに企業進出の確保、達成実現はできるのか。また、今まで進めてきた企業進出の経過と進捗状況について町長の答弁を求めます。

1点目として、これから八千代町教育をどのように進めていく考えなのか、教育長にお尋ねいたします。

1つとして、10月1日付で八千代町教育長に就任され2カ月が過ぎましたが、八千代町のいろいろな行事等に出席をし、多忙にもかかわらず学校教育、教職員等の指導に当たることは大変ことであると思えますが、八千代町の学校教育をどのように進めていくのかということに対して、9月の私の一般質問に対し、前教育長の答弁は、後任の教育

長に聞いていただきたいという答弁でありましたので、改めて教育長にお尋ねいたします。

この質問は、大里岳史議員の質問と関連質問であります。教育長の答弁は一つ一つに対して明確な答弁でありましたが、私も通告してありますので、質問をさせていただきます。

八千代町の第5次総合計画の中で、八千代町の教育振興基本計画と、八千代町の教育大綱策定の2つの基本計画があります。その中で教育振興基本計画の中には、1つとして、豊かな感性と的確な判断力、行動力を持ち、社会の発展に貢献できる人間の育成に努めるとあります。2つとして、学校、家庭、地域、社会が一体となって健全な人間の育成に努める。3つとして、長期展望に立って、優秀な人材を育てるとあります。また、教育大綱の策定の中には、1つとして、確かな学力向上を育む教育の充実、小学校4年、5年生を対象に算数の内容を系統的にまとめた学習教材を使用し、知識、技能の定着を図る目的に実施すると。2つとして、学力向上研修会では、各学校の意識の高揚や教師の指導力向上に努める。研修会を実施する。3つとして、児童生徒の理科に対する興味・関心が低くなり、授業における理科の理解力が低下したことから、理科教育の充実を図り、理数的な思考力と表現力を高め、学習指導のあり方を研究し、教職員の理科教育の指導力の向上を目指すとしています。4つ目としては、小学校英語活動の充実については、小学5年、6年だけではなく、小学校から1年から6年生の全学年において、ALTを3人体制で配置し、低学年から外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながら、コミュニケーション能力の素質を養うことに努めるとしています。

（「議長、小島議員の質問がよく、うるさく聞こえないので、ちょっと言ってください、町長に」と呼ぶ者あり）

11番（小島由久君） 能力の素質を養うことに努めるとしています。

そこで、教育長にお尋ねします。教職員の指導、児童生徒に対する数学、国語、理科等の教育等に、特に英語の教育は重要な科目であります。教育長は英語は得意で、外国にも行って半年間勉強してきたということでもありますので、英語の指導教育については十分心得ていると思います。これらを含めて教育長の学校教育をどのように進めていく考えなのか、教育長の答弁を求めます。

2点目として、児童生徒のいじめに対して、教育長に質問いたします。いじめは、肉体的いじめ、精神的ないじめがあると言われております。肉体的いじめには、殴る、ける、

物を投げつけるなどの暴力、精神的いじめには、陰口、冷やかし、悪口、嫌がらせ、物を隠すなどのいじめがあると言われています。このようないじめにより不登校になり、非行に走ったり自殺につながると言われています。

平成28年10月20日の新聞に、青森県黒石市の夏まつり、黒石よされの写真コンテストで、いじめ被害を訴え、遺書を残して自殺した青森市中学2年、葛西りまさん、当時13歳が写った写真が市長賞の内定を受けたにもかかわらず、内定を取り消された問題で、黒石市の高樋憲市長は、改めて市長賞を贈ると発表した。内定を一時取り消した理由については、女子生徒の名前も顔も公表されておらず、作品の公表は慎重にすべきとの判断と説明、葛西さんの父親の剛さん（38歳）は、報道陣の取材に対し、いじめが少しでもなくなればという思いで公表したと、市長賞の受賞が内定しているのにいじめを訴えて遺書を残してなぜ自殺をしてしまったのか、自殺をした生徒の気持ちははかり知れないものがある。教育委員、担当教師は、自殺に至るまでいじめに気がつかなかったのか残念でなりません。

教育長にお願いいたします。自殺に至るまでにいじめに気がつくことは難しいのか、もしもいじめた生徒が見つかった場合、教育長はどのような生徒指導をするのか、教育長の答弁を求めます。

2つとして、11月17日の新聞に、「原発避難いじめ、「重大事態」認定の協議怠る、学校と市教育委員会、金銭被害相談にも」と大きく載っていました。生徒が不登校になったのは、小学5年生だった。14年5月、生徒は、東電から賠償金をもらっているだろうなどと言われ、ゲームセンター代などを負担し続けていた。学校は、14年の5月、親から相談で、支払いが100万円を超えるという可能性を認識したが、校内会議ではいじめではなく非行かもしれないといった議論に終始し、重大事態の認定について協議しなかったという、生徒の親は、学校側の調査が進まないため、15年12月に市教育委員会に対し、重大事態と認定するよう要請したと、市教育委員会は、学校から随時報告を受けたが、今年の1月になってようやく第三者委員会に調査を諮問したと、最初に親が金額被害の相談をしてから約1年半かかっていた。市教育委員の岡田優子教育長は、15日記者会見で、14年6月の段階で重大事態と判断して、市教委として第三者委員会に調査を依頼すべきであったと釈明。また、林文子市長も16日の定例記者会見で、市教育委員会に調査を指示したことを明らかにした。

また、大津市で起きたいじめ自殺問題で、第三者委員を務めた教育評論家の尾木直樹

氏（法政大教授）は、事実なら法律違反の対応だと指摘し、過去のいじめ自殺を教訓としてできた法であることを教育現場に徹底させるべきだとしている。いじめ防止対策推進法は、2011年に大津市で起きた中学2年男子のいじめ自殺を機に、2013年に施行された。いじめにより児童生徒の心身や財産に大きな被害を生じた疑いがある場合や、長期間不登校を余儀なくされた場合を重大事態と定義し、教育委員や学校に調査組織の設置を義務づけてあると、2015年度1年間で重大事態と認識されたのは、全国で313件あったということであります。

このように100万円を超える金銭的いじめがあったにもかかわらず、教育委員会、学校がいじめを把握していたにもかかわらず、1年半も放置してから重大事態と認めたことは、余りにもいじめに対する認識、考え、対応の甘さであると思います。

このような問題に対して教育長はどのように対応すればよいと思ったか、また2013年に施行されたいじめ防止対策推進法、いじめにより児童生徒の心身や財産に大きな被害を生じた疑いがある場合や、長期間不登校を余儀なくされた場合を重大事態と定義し、教員や学校に調査組織の設置を義務づけているという法に対して、教育長をはじめ教育委員、学校側もご承知のことと思いますが、この法律は学校にとって大変重要な法でありますので、教育委員、学校に再度認識をしていただくようご指導をお願いいたします。この2つについて教育長の答弁を求めます。

3点目として、八千代町のいじめの対応について教育長に質問いたします。八千代町でもいじめはあるのかと、私の一般質問に対し前教育長は、八千代町にいじめはありますが、大事には至っていないという答弁でした。

1つ目として、今現在、小中合わせ7つの学校でいじめはあるのか、教育長の答弁を求めます。

2つとして、いじめにはいろいろないじめがあります。冷やかす、悪口程度ではまだよいとしても、ふざけっこしているうちに突っついたり押したりすれば、転んで机、椅子などに頭、体などが強く当たっていると大きなけがにつながることもある。中学3年生にいじめについて聞きました。いじめられている生徒は、いじめられていることを親、先生に言えば告げ口したことがわかれば、後で自分が余計にいじめられるからということで、また友達、生徒は、見て知っていても知らんぷりをしています。なぜ知らんぷりをしているのかと聞くと、いじめることを先生に言えば、告げ口をした、チクったなどと自分たちが後からいじめられると言います。このように生徒たちが口を閉ざ

してしまったならば、いじめを把握することは大変難しいことであると思います。しかし、いじめは小さいうちに芽を摘まなければ大きな問題に発展します。いじめを見つけることは大変難しいことではありますが、教育委員、学校、PTA、親が一丸となっていじめをなくすことです。それには先生方が1クラス1クラスでいじめに対して生徒と向き合って話し合いをすることだと思います。

そこで、教育長にお尋ねいたします。いじめの対応は大変難しいことであると思います。教育長は、いじめに対し教師、児童生徒に対してどのような指導、またどのような対策を進めていく考えなのか、教育長の答弁を求めます。

以上で私の一般質問は終わりますが、再質問に対しては、最初の質問の答弁と余り変わらないのかなと思いますので、再質問はいたしません。一つ一つの質問に対し、明確な答弁を求めて、私の一般質問を終わります。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 議席11番、小島由久議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私への質問といたしましては、茨城県西農業共済組合西側町有地の整地した跡地の雨水の対応についてということでございますが、ご指摘の町有地につきましては、将来の公共工事に備え、工事で発生した残土のストックヤードとして活用しておりましたが、周辺地権者からの強風等によるほこり被害や景観上の問題、また隣接する共済組合のイベント開催に伴う協力要請により、残土を搬出したことによるものと思います。

この残土運搬につきましては、隣接する鏡ヶ池ゴルフ場への残土運搬業務委託として、業者と契約を結び搬出したもので、残土の運搬搬出が契約の内容となっております。整地につきましては、契約内容には含まれておりませんが、ストックヤード活用前への原状復旧につきましては、請負業者により対応がなされており、搬出後の状況につきましても確認を行っているところでございます。

また、敷地内の水たまりや段差等があるとのことご指摘でございますが、同敷地は、従前より未利用地として、町民運動会などのイベント開催時の臨時駐車場として利用した経緯もございますが、その際にも整備をされたわけでございませぬので、雨天後の利用に際しましては、職員等による駐車場の整備、補修ということで対応していた経過がございます。



現時点におきまして、同敷地の利用計画や整地工事、また排水工事等を実施する予定はございませんので、雨水による苦情等、また対応等が必要となった場合には、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席11番、小島由久議員の通告による一般質問にお答えいたします。

初めに、八千代町の学校教育をこれからどのように進めていくかについてですが、2020年に現在の学習指導要領が改訂になります。特に次の3点について大きな改訂のポイントがあります。1つ目が道徳が教科となります。小中学校の道徳の時間は、現在教科外の活動という位置づけなのですが、「特別の教科道徳」という名称に変わり、教科となります。どういうことかと申しますと、教科書がつくられます。教科書を使って授業が行われるということです。これは、小島議員も先ほどおっしゃったように、2011年の大津の事件以来、議論を重ね、そして答申として提案されたものです。

2つ目は、現在小学校で行われている外国語活動が5、6年生で教科化されます。これも教科になります。現在行われているのは、聞くこと、話すことが中心ですが、これに加えて読むことや書くことを学習することになります。3つ目が小学校におけるプログラミング学習と呼ばれるものです。これは、情報教育の一環として、コンピューターを動かす手順を考える教育、理科、算数、図工などの授業で導入される予定です。例えば理科では、暗くなると自動的にライトがつく、こういった仕組みです。どんなプログラムを使っているのかというような勉強をします。

これ以外にも児童生徒が主体的に学ぶアクティブ・ラーニングと呼ばれる学習方法が推進されます。

このような改訂に向けて、各小中学校ではそれぞれ学校ごとに研究テーマを決めて現在研修を進めております。多くの小学校が国語、算数の授業研究を行っています。また、理科の授業においては、中結城小学校でモデル授業を行い、学習指導の研究をもとに効果的な指導法の研究を行っています。

ご指摘の小学校の外国語活動に関しましては、2020年の教科化に合わせて、小中連携、小学校と中学校が連携して、中学校英語教育との連携のもと、小中の交流、英語教育研究部が町にあります。研究部を中心に授業研究を積極的に推進していきたいと考えて

います。

英語は言葉です。英語が使われる場面を教室の中に再現して、実際に英語を使うこと、これがとても大事なことだと考えています。こういった場面で英語を実際に使うことで、効果的に英語学習を進めることができるものと思っています。

中学校では、現在、少人数での指導を実践しております。具体的には、少人数加配教員の配置や数学、英語で1つのクラスを2つに分割したり、2つのクラスを3つに分割して授業を行うことで、少ない人数で一人一人にきめ細かな指導を実践しております。

今後は、さきに述べたような学習指導要領の改訂の重点を踏まえ、教育環境の整備や教職員の研修などを進めていく予定であります。

次に、八千代町でもいじめはあるかというご質問についてですが、1学期における調査の結果では、いじめの認知件数が小学校で69件、中学校で11件、合計80件でした。全て解消されていますが、その後の様子を観察する意味でも、継続して支援しているものもあります。内容としましては、冷やかしやからかい、悪口がほとんどで、そのほかにも仲間はずれとか無視とかなどといったものも少数挙げられていました。

このいじめの認知のきっかけは、アンケート調査、それから学級担任等の職員の発見、本人からの訴えがほとんどで、早期に本人もしくは保護者を含めた対応、もしくはスクールカウンセラーが配置されています。県のスクールカウンセラー等を活用し、相談を実施して、全てのいじめについては現在は解消されております。

いじめ問題の対策としては、町内全ての学校において、学校いじめ防止基本方針というのを策定してあります。対策のための組織を設置して取り組んでいます。いじめ問題対策連絡協議会というような名称で、それぞれの学校で取り組んでおります。いじめは、いつでもどこでも起こるかわからない、もしくはいつでもどこでも起こり得るという危機感、これを常に学校や家庭などの関係者と協力して進めております。

年度初めの国の調査とは別に、町独自でも児童生徒のいじめの調査を実施しております。また、各学校でも生活アンケート等を使いながら、子どもたちの生活を通していじめの実態について調査を行い、早期の実態把握と早期の対応に努めているところであります。と同時に、未然防止という意味で各学校では、いじめに関する集会やフォーラムを開催し、その中でいじめ撲滅宣言を生徒児童一人一人が宣言文を作成したり、学級ごとにいじめ防止のスローガンを掲げ、児童生徒自身の力でいじめをなくしていこうとする取り組みも実践しております。

町としても具体的な対処方法として、いじめを認知した場合は、全力でいじめられている児童生徒を支えるという意識と体制の構築、教師と子ども、そして子ども同士の信頼関係を深めるための指導の充実、道徳、学級活動を通しての心の教育の充実です。それから、いじめを許さない、または傍観者にならない、こういった正義感や勇気を持つことが人間として価値のあることであるというそういう指導、児童生徒の主體的ないじめに関する話し合いやフォーラムの開催による学校全体での雰囲気づくり、家庭や地域との連携強化などをいたしまして、学校に周知徹底して、いじめの早期対応と未然防止に努めています。

いじめは、いじめられた児童生徒の立場に立つて行く、これがいじめの定義であります。いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということです。4点について、1つ目は、やった側がそんな気持ちがなくても行為を受ける側の気持ちや捉え方が大切であるという指導、2つ目は、絶対に許せない行為であるという毅然とした指導、3つ目は、命の大切さを実感させる指導、そして4つ目に、組織的な対応、いじめについては担任一人、学級だけの問題ではありません。学校全体で校長のリーダーシップを発揮させて、管理職も入って対応することが大切であるというようなことを学校には周知しております。

そして、重大事態と判断した場合には、学校、教職員がどのように対応したかなどの実事関係を詳細かつ速やかに調査して、迅速に対応していきたいというふうを考えています。

さきに述べました学校教育の中でも触れましたが、今後、道徳が教科化され、学校生活全ての活動の中でも道徳教育を重視することで、いじめのないぬくもりのある集団づくりを目指し、より豊かな心を育成する学校づくりに努めてまいりたいと思います。

ご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席11番、小島由久議員の通告による一般質問にお答えします。

質問の第1点ですが、茨城県西農業共済組合西側町有地について、残土運搬業務委託料を専決処分した理由でございますが、第1回議会臨時会におきまして、議案第1号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについて、残土運搬業務委託料1,599万5,000円を計上し、9月30日付で専決処分をさせてい

いただきました。

専決処分した理由につきましては、茨城県西農業共済組合西側の町有地にストックをしておりました残土が敷地いっぱいとなり、近隣の地権者、これは段ボール会社のほうでございますが、土ほこりが飛んでくるなど苦情があったことや、県西農業共済組合に、例年イベント開催時の駐車場として無償で貸し付けております。これは、共済の女性の集いということで、今年は10月29日に開催、1日だけでございますが、毎年駐車場として、前には半分貸した経過がございます、無償で貸しております。今回もイベント開催時期となり、共済組合のほうで借用書を持ってきまして、1日だけ貸してくださいということでございまして、今回5,000人ぐらい参加人がおるということで、貸したわけでございます。町民公園等もありますが、近くということでございます。前日に雨が降りまして、使用不能な状況で、町民公園を使ったようなことでございます。

一連の流れの中で運搬先を考えましたが、当敷地残土は、もともと鏡ヶ池ゴルフ場跡地を購入した場合の埋め立て用として考えたものでございます。また、いろいろ筑西幹線道路等におかれましても、随分残土があそこに搬入されております。今後、筑西幹線道路等の残土置き場としても今後とも利用していきたいと考えております。

そういうわけで、搬出先等におかれましても、鏡ヶ池ということで専決処分させていただきました。専決処分した残土運搬業務は、茨城県が支払うことになるのかとの質問ですが、茨城県開発公社とは、協定書及び覚書を締結いたしまして、今後、各種手続を共同で進めていくこととなりますが、地区計画や開発許可の手続が済んだ段階で、茨城県開発公社に土地を売買することになっておりますので、その売買契約の中で金額を設定することになりますけれども、残土運搬の委託料を考慮して、売買金額を交渉したいと考えております。3億6,100万円プラス1,600万円かかっておりますので、事業の町の手数料等もありますが、4億円からになるかと考えております。

質問の第2点でございますが、鏡ヶ池ゴルフ場跡地の企業誘致について、企業誘致の整備についての書類があるかとの質問ですが、行政諸般事項にも報告させていただきましたが、茨城県開発公社とは、12月2日に工業団地開発事業に関する協定書と覚書を締結いたしました。この協定書に基づきまして、今後、茨城県開発公社と共同で、企業の誘致活動、開発事業に係る各種手続を進めてまいり所存でございます。

また、協定書におきましては、開発事業区域における用地として、企業からの買い取りの申し出を受け、開発行為の許可後に、茨城県開発公社が買い取る旨の条項が入って

おります。今後、土地売買の仮契約書を結ぶこととなりますが、金額等、内容につきましては、県開発公社と協議を進めてまいりますので、議員の皆様にも随時報告させていただきたいと考えております。

整備につきましては、地区計画の策定や開発許可行為の申請などの各種手続、造成工事を考慮しますと、約20カ月から24カ月と言われております。具体的には、地区計画の策定、開発許可の取得、土地の引き渡し、敷地の造成、整備、企業に売り渡し、立地企業の建設となりますが、企業への販売活動につきましても、平成29年1月から開始する予定になっております。

なお、現在、茨城県開発公社には、県西地区を中心に数社から土地の買い取り希望が出ていているということですが、条件的に合うかどうかは、これから検討を進める予定であります。県開発公社としては、企業の名称はまだ公表はできないとしている状況であります。

今後は、速やかに各種手続を進めるとともに、私自身がトップセールスを行いまして、企業誘致を進めてまいります。

続きまして、任期内に企業誘致が達成されるかについてでございますが、私の5期目の町長としての任期は、平成31年2月となります。議員の質問の任期中に企業誘致が達成できるかでございますが、県開発公社の話し合いの中で地区計画策定に取りかかり、開発許可等の手続を踏まえ、その後、順調に造成工事が進んだ場合に要する時間が20カ月から24カ月と説明を受けております。この間、県開発公社と八千代町共同で企業誘致活動をする方針であります。県開発公社側も知事から特段スピードを上げるようにと指示を受けているという状況でございます。

企業誘致の条件はまず高速道路などが整備されていることと、次に県内や隣接県に当該企業と取引等がある会社、関連会社があることと、次に十分な土地の確保が容易にできることとあります。八千代町は、圏央道の境古河ICに20分、常磐自動車谷和原ICに40分、北関東道路筑西ICに35分程度の位置にあります。さらに、結城一坂東線及び国道294号からも圏央道へのアクセス可能となります。日野自動車工場の進出、筑波研究学園都市に近いという条件も満たします。また、もう一つの条件であります、敷地の確保についてもこのたび鏡ヶ池ゴルフ場の跡地の確保により見込みが立ちましたので、企業進出の条件について整ったわけであります。

心配な点は、いま一つ地方の景気が上がらないということから、設備投資に対する抑

制が若干懸念されるところであります。また、企業側にもお金の問題のほか、社員の確保、勤務条件の整備、さまざまな問題が生じるわけであります。全ての条件、タイミングがそうした移転等の決断を下すわけであります。町といたしましても、企業が決断を下されますよう地域性や立地条件など、独自の戦略的誘致活動をできるよう県開発公社の保有するノウハウ等の援助を受けまして、是が非でも私の任期中に企業の誘致ができますよう努力する所存でございます。

最後に、今までも進めてきた企業誘致の経過と進捗状況についてであります。何度か議会の一般質問にお答えしたところであります。平成27年から茨城県知事、日野自動車、県開発公社、県庁立地企業担当者と意見交換や協議を重ねました。私が直接かかわってきた話し合いやお願いをしてきたことについて、日野自動車関係とは16回、県開発関係とは10回という数字であります。知事とは会議等で一緒になることが多く、その都度八千代町の企業誘致に積極的に応援する旨の言葉で担当との協議について助言をいただいております。そのほか担当者レベルは相当数の打ち合わせなどしております。

成果として拡張という点でございますが、西山工業団地、もとは20ヘクタールでございますが、川田助役等また今般等も7ヘクタールということで、14町ほど拡張しております。そのほか、日野自動車工場の東側、八千代町水口地内に8ヘクタールの拡張をしております。現実的には、その間、八千代町に進出した企業はございませんが、企画財政課には何度か土地を確保したいとの相談があったようでございます。これまで思うように企業誘致が進まなかった要因としてもいろいろありますが、困難なことでございますが、いろいろあの場所は市街化調整区域でありますので、期間等におかれましてもちよっとかかるということでございます。

続きまして、予算についての質問でございますが、県が整備費として、支払うことが幾らか、また、どのような契約を結んだかという質問でございますが、現在、業務を進める上での約束を書類で交わしておりますが、鏡ヶ池ゴルフ場跡地の買収価格の件、管理費の件、整備費の件など費用の分担に関する事項については、両者協議を進めているような状況でございますが、八千代町から県の開発公社へ渡る価格等には、4億円ちよっとになるかと私は想像しております。この件につきましても、いろいろ皆さん方のご理解を賜りますようお願いいたしまして、小島議員の一般質問の答弁にかえさせていただきます。

議長（大久保 武君） 以上で11番、小島由久議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。  
これにて一般質問を終わります。

---

日程第2 議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出  
について

議長（大久保 武君） 日程第2、議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を  
求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、全員協議会において説明済みでありますので、朗読及び提案理由を  
省略し、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出につ  
いてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出につ  
いては、原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議員派遣の件

議長（大久保 武君） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり決定した  
いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第4 閉会中の継続調査の件

議長（大久保 武君） 日程第4、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長の報告のとおり閉会中の継続調査と決定いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定いたしました。

---

議長（大久保 武君） 以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る12月7日より本日までの8日間にわたり、議員各位には終始熱心な審議をいただき、ここに閉会の運びとなりました。皆様方のご協力に対し、深く感謝申し上げます。

寒気いよいよ厳しく、年の瀬も押し迫ってまいりました。時節柄、皆様方のご健康と迎えます新しい年のご多幸を心からご祈念申し上げまして、平成28年第4回定例会を閉会といたします。

（午前11時57分）



地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 大 久 保 武

署 名 議 員 宮 本 直 志

署 名 議 員 大 久 保 敏 夫